

忠岡町子ども安全見守り隊設置要綱

(設 置)

第1条 忠岡町の地域の子どもが安全に登下校を行い教育が受けられるよう、地域社会全体で子ども及び地域の安全に取り組むため、「忠岡町子ども安全見守り隊」(以下「忠岡町 SSP(Student Safety Patrol)」という。)を設置する。

(活 動)

第2条 忠岡町 SSP は次に掲げる活動を行う。

- 2 町内における児童・生徒の登下校時の安全に関すること。
- 3 登下校時のあいさつ運動及び注意の呼びかけ
- 4 小学校及び中学校周辺の巡回監視に関すること。
- 5 児童・生徒に係わる突発的な事件・事故発生時における警戒に関すること。
- 6 その他児童、生徒等の安全に関して必要と認めること。

(委嘱等)

第3条 忠岡町 SSP の隊員(以下「隊員」という。)は設置目的に賛同し、安全活動に協力を得られる町民の中から教育長が委嘱する。

- 2 隊員の定数は30名以内とする。
- 3 隊員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により選出された隊員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 隊員は無報酬とする。

(組織等)

第4条 忠岡町 SSP に、隊長1名及び副隊長2名を置く。

- 2 隊長、副隊長は、隊員の互選により選出する。
- 3 隊長は、SSP の運営にあたり、関係機関、団体との連絡調整を行うとともに、SSP が円滑に活動できるよう適切な指示を行う。
- 4 副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故のある場合は、その職務を代理する。

(活動方法等)

第5条 隊員が活動するときは、忠岡町 SSP のベスト及び帽子を身につけて活動する。

- 2 巡回に使用する自転車等には、忠岡町 SSP を示すマグネット・ステッカー等により、「活動中」であること周知するものとする。
- 3 「忠岡町 SSP」の活動内容を町内、児童、生徒に対し周知徹底を図る。
- 4 警察署等関係機関へ活動内容の周知を図り、協力を求めるなど連携を図る。

(補 償)

第6条 隊員の活動中の災害補償については、全国町村会総合賠償補償保険に

より補償するものとする。

(隊員の守秘義務)

第7条 隊員は、第2条の活動に関し、知り得た個人情報を活動目的以外に利用し、又は他に漏らしてはならない。隊員を辞した後も同様とする。

(身分証明)

第8条 第3条の規定により教育長が委嘱した場合、別紙様式による身分証明証を交付するものとする。

(庶務)

第9条 「忠岡SSP」の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

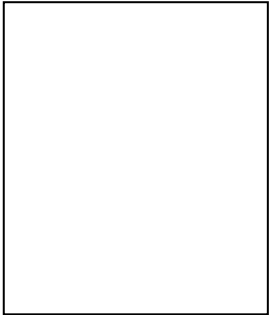
附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別紙様式(第8条関係)

		No. _____
	身 分 証 明 証	
	住 所	大阪府泉北郡忠岡町
	氏 名	_____ (年 月 日 生)
上記の者は、忠岡町子ども安全見守り隊員であることを証します。		
年 月 日 忠岡町教育委員会 教育長		